



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 18

May 2016

海外トピック①

2016年度インド予算案における
税制改正の概要

kpmg.com/jp



2016年度インド予算案における 税制改正の概要

KPMG インド

デリー事務所

アソシエイト・ディレクター 宮下 準二

2016年2月29日、アルン・ジャイトリー財務大臣より、2016年度インド国家予算案（以下「2016年度予算案」もしくは「予算案」）が公表されました。2014年5月に誕生したモディ政権にとっては3度目（通年として2度目）となる予算案は、農業部門、雇用創出、貧困撲滅に焦点が当てられ、インフラ整備など幾つかを除き、企業活動の活性化を直接促すような政策は少ないものでした。ただ、外国直接投資の促進、“Make in India”や“Ease of doing business”といった、企業目線の方針を転換したわけではありません。

本稿では、予算案の方向性とその背景、インド経済の特質とその概況、企業運営に直接関連する法改正（法人所得税、個人所得税、関税、物品税、サービス税、GST）について解説を行います。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。



宮下 準二
みやした じゅんじ



【ポイント】

- ー インドを除くBRICS各国の経済成長率は軒並み昨年対比マイナスとなる一方、インドの2015年度経済成長率は7.6%を記録し、主要国では中国を抜き世界一となった。
- ー 歳出は11%増加の19兆7千億ルピー、歳入は14%増加の13兆7千億ルピー、この結果、財政赤字はGDP比マイナス3.5%と、引き続き良化を見込み、財政規律は一定程度確保されている。
- ー インド国内で原料を調達・加工した食品小売に対する外資の出資比率上限を100%に緩和した。
- ー 2015年度予算案で公表された法人所得税の基本税率5%の引き下げに関するロードマップは、今回の予算案では示されない一方、既存インセンティブの廃止のみ決定された。
- ー BEPS関連の対応として、GAAR、文書化対応、非居住者によるeコマース取引、オンライン広告等に対する源泉課税について言及されている。
- ー 個人所得税の基本税率に変更はなく、低所得者層への税額控除が拡大する一方、高所得者層へのサーチャージは増税となる。
- ー 関税は、基本的にインドでの製造を促進するための税率変更がみられる。
- ー 物品税も関税同様、基本的にインドでの製造を促進するための税率変更がみられるが、自動車製造販売にはInfrastructure Cessというあらたな税金が、車長等に応じて1%、2.5%、4%が課税される。
- ー サービス税の本税部分に変更はないものの、Krish Kalyan Cess というあらたな税金が0.5%課税される。この結果、サービス税の実効税率は15%となる。
- ー GSTに関しては引き続き導入するよう努力するといった趣旨の発言にとどまり、具体的な方向性は示されていない。

I. 予算案概要

2016年2月29日、ジャイトリー財務大臣は2016年度国家予算案を国会に提出しました。2014年5月に誕生したモディ政権にとっては3度目（通年としては2度目）となる予算案は、以下の9つの分野を柱としています。

- Agriculture and Farmers' Welfare（農業および農業従事者保護）
- Rural Sector（ルーラルエリア）
- Social Sector including Healthcare（ヘルスケア分野を含むソーシャルセクター）
- Education, Skills and Job Creation（教育、スキル、雇用創出）
- Infrastructure and Investment（インフラ投資）
- Financial Sector Reforms（ファイナンスセクターの改革）
- Governance and Ease of Doing Business（ガバナンスとビジネス環境の改善）
- Fiscal Discipline（財政規律）
- Tax Reforms（税制改革）

予算案公表前の2016年2月20日には、ジャヤント・シンハ財務担当国務相が2016年度国家予算案について、「農業部門、雇用創出、貧困撲滅に焦点を当てる」との考えを示しており、また、予算案公表前日の2016年2月28日には、モディ首相が「インド独立75周年にあたる2022年までに農村部住民の所得を倍増させる」旨の発言をしていました。このため、今回の予算案の方向性は、ある程度は想定されてはいましたが、企業活動の活性化を直接促すような政策が少なく、どちらかといえば既存企業に対しては増税方向の内容であり、輸出振興や設備投資優遇政策も見られないことから、一部産業界からは失望と共に、選挙を意識したバラまきの政策ではないかとの声があがりました。しかし、外国直接投資の増大、“Make in India”や“Ease of doing business”の促進といった、モディ首相が目指す経済活性化方針を転換したわけではない事は言うまでもありません。

モディ首相は就任以来、各国首脳との会談や、投資イベントの開催など、自らのトップ外交により、外国直接投資を強力なリーダーシップで推進してきました。インド国内に目を向ければ、企業活動を円滑にするため、法制度を含めたインフラ整備をすすめており、中でも統一間接税Goods and Services Tax（以下「GST」という）は、最も重要な法制度改革の1つとして位置づけられ、2016年4月1日の導入を掲げていました。

しかし、直接選挙で議席数が決まるLok Sabha（下院）では圧倒的多数を占める与党連合の国民民主同盟（以下「NDA」という）（545議席中、NDA336議席、野党連合統一進歩連盟（以下「UPA」という）49議席）ですが、地方議員による間接選挙となるRajya Sabha（上院）では少数派（245議席中、NDA64議席、UPA72議席）であるため苦しい議会運営を強いられ、GST導入に必要な憲法修正案を可決する事が出来ないでいます。最大野党の協力が得られない状況下において、自身が掲げる政策達成のためには、Rajya Sabhaでより多くの議席獲得が絶対条件と認識、選挙を意識した政策を中心に据える必要に迫られるに至ったと考えられます。

2016年4月から5月にかけて任期満了を迎える5つの地方選挙（4つの州と1つの連邦直轄領）が予定されていますが、現状これらの地方議会では地方政党が圧倒的に強く中央では与党であるBJPは政権につけておらず、確保できている議席数も僅少という状況で、一見、悲観的ではありますが裏を返せばこれらの地方選挙においては増加要因がなく、他党との連携を含め、これらの選挙結果が今後のモディ首相の政権運営を占う上で非常に重要となります。また、前述した予算案公表前日のモディ首相による「農村部所得の倍増」が宣言された遊説先のUttar Pradesh 州は、2億人超というインド最大の人口を誇り、2017年3月までに州選挙が予定されていることから、2016年度予算案はここまで見越した形で策定されていると考えられます。

ただ、農村部優遇策については、上記のような選挙対策的な面だけが理由ではないのも確かです。

2期続いたモンスーン期の雨量不足は、農業分野に対して大きな経済的打撃を与え、農業従事者の相次ぐ自殺等、社会問題としても大きな議論となっていました。つまり、今回の予算案が一定の選挙対策目的があるのは否めませんが、農業従事者が国民の半分以上を占め、GDP貢献比率が2割弱ある第一次産業、農村部対策が無視できない課題となっていたのも事実ということです。

モディ首相は就任以来、海外公務が多く、純粋に国際政治の活動のみならず、巨額の海外投資を引き出す等、経済活動において多くの実績を残してきました。一方、国民が実感できる形での経済効果は顕在化しておらず、期待の高さ故の反動もあり、非難の声と共に政権発足当初の熱い支持にも翳りも見え始めています。このような非難に応える意味でも、このタイミングで国内に腰を落ち着け、インドにおいて長年の課題である貧困層対策に本腰を入れるのは選挙対策以前に必然だったのかもしれない。

II. 経済状況概観

インドを除くBRICS各国は軒並み昨年対比マイナスとなり、ロシア、ブラジルに至ってはマイナス成長となる中、インドの2015年度経済成長率は7.6%を記録し、主要国では中国を抜き世界一となりました。2008年に発生したリーマンショック時にも言われたことですが、インド経済はグローバル経済の影響を相対的に受けにくい環境にあります。これは、輸出主導型経済ではない点や規制等により投機マネーが入りにくくバブル的な減少が起きにくい点、資源頼みではない経済環境、などが理由として上げられます。

つまり、12億人を超える世界2位の巨大人口を持つ消費マーケットに加え、生産年齢人口の増加という人口ボーナスによる旺盛な内需、投機マネーを根拠にしない実体経済に基づいている点等が、このような経済環境の成立に寄与していると考えられ、大崩れするリスクは相対的に低く、2016年度以降も当面は同程度もしくはそれ以上の成長率が見込まれています。インドを評して「遅々として進む」とはよく言ったものですが、中期的に見ても世界トップレベルの成長率が見込まれております。また、15%を超える成長率を見込む州もあり、その多様性から州や地域等に分割したマーケティングが求められるインドに対する投資先としての魅力は益々高まっていくものと考えられます。

前述のとおり、相対的には国際経済の影響を受けにくい体質であるとはいえ、インドは原油の純輸入国であり、原油価格が

経済全体に与える影響は小さくありません。2014年度期中から下落が続けた原油価格は1バレル30ドルまで低下しており、この恩恵を受け、インドの2015年度のインフレ率は5%台に抑えられています。また、原油価格の下落恩恵は経常収支改善に貢献、ルピー安によるマイナス影響はあるものの、当初予算から0.3ポイント改善、2015年度経常収支はGDP比マイナス2.5%となっています。

また、電力需給が逼迫する中で、原油依存度を抑えるべく、化石燃料の代替エネルギーとして期待される原子力や再生可能エネルギーの開発にも力を入れています。将来の原油価格上昇とこれに伴うインフレ率の上昇、インフレ率抑制のための利上げという状況は、経済活性化影響を考えれば避けたいシナリオです。原油価格という外部影響への耐性を構築するためにも、原子力や再生可能エネルギーの開発に注力していく方向にあり、当該分野での日本企業の投資機会も増えることが期待されます。

2016年度予算案の歳出は19.7兆ルピーと前期比11%増加を見込む一方、歳入は14%増加の13.7兆ルピー（税収が前期比11%増加の10.5兆ルピー、非税収入が前期比25%増加の3.2兆ルピー）を見込んでいます。この結果、財政赤字は2015年度のGDP比マイナス3.9%から2016年度はGDP比マイナス3.5%を想定しており、政府保有株式の売却価格等の不確定要素はあるものの、一定の財政規律は効いていると考えられます。一方、政府債務残高がGDP比で60%台と新興・途上国としては高いレベルで推移する中、原油価格低下によるインフレ抑制が利下げに貢献、財政的余裕を生み出しており、この間に将来の市況変化への耐性を整えておく必要があります。

農業従事者が多いインドでは、モンスーン期の雨量が実質的にも、心理的にも、経済活動に与える影響は大きいと言われています。2015年度成長率は様々な要因の結果、前年比で伸びてはいるものの、過去2期続いたモンスーン期の少雨および季節はずれの大雨による社会的・経済的影響は小さくはありませんでした。対応に迫られた政府は、補助金のような対症療法だけでなく、モンスーンの影響を受けにくくするための体制構築が必要と考え、2016年度予算案では、灌漑施設構築に力を入れるとしており、基金を組成して対応すると発表しています。

また、インフラの不整備などから農作物の30%程度が廃棄される実情に鑑み、農村部へのアクセスを良くするための道路建設を進める他、インド国内で原料を調達・加工した食品小売に対する外資の出資比率上限を51%から100%に緩和するとしています。政府はマルチブランドを扱う小売セクターに対する外資への完全開放については、国内産業保護の観点から消極的でしたが、食品インフレの影響の甚大さを鑑みた結果と考えられます。これまでホールセール形式での参入を余儀なくされた外国資本ですが、今回の緩和措置により、当該セクターへの外資

参入が本格化すると予想されます。

Ⅲ. 直接税

1. 法人所得税

(1) 法人税率

税率変更はなく、基本税率は内国法人が30%、外国法人は40%です。また、教育目的税およびサーチャージにも変更はありませんでした。2015年度予算案において、2016年度以降の4年間をかけて内国法人の税率を5%下げて25%にするとしていましたが、今回、当該減税に関するロードマップは示されませんでした。

(2) インセンティブの廃止

内国法人の基本税率が30%であるものの、インセンティブを含めた実際の法人税率は25%台であることから、2015年度予算案において、法人税率引下げとセットでインセンティブを廃止するとしていました。しかし、前述のとおり、2016年度予算案では法人税率引下げに関するロードマップは示されない一方、インセンティブの廃止のみが先行して決定されました。廃止された主なインセンティブは以下のとおりです。

- ① 2020年4月1日以降に活動を開始するSEZ拠点への法人税優遇措置の廃止
- ② 研究開発費の所得控除の段階的廃止（現行200%が2017年4月1日に150%、2020年4月1日には100%へ）
- ③ 特定産業に適用されている加速度償却率最高100%を最高40%に引下げ

(3) 新規設立製造会社へ適用される軽減税率

2016年3月1日以降に設立された製造会社で、製造以外の事業を行わない内国法人は、通常税率が法人税率25%（基本的にインセンティブ利用なし、教育目的税およびサーチャージは別途適用）のいずれかの選択が可能です。

(4) 小規模会社へ適用される軽減税率

前年度売上高が5千万ルピー以下の内国法人の場合、法人税率は29%（教育目的税およびサーチャージは別途適用）が適用されます。

(5) 新規雇用インセンティブ

新規雇用に関して、これまでは、製造業であること、従業員数が昨年対比10%以上の増加、300日以上雇用等の条件を満た

した場合に、増加した給与額の30%が追加で所得控除が可能でした。2016年度予算案では、業種指定なし、従業員数の増加率指定なし、240日以上雇用となっています。なお、増加対象となる従業員は月額2万5千ルピー以下の者になります。

(6) スタートアップ企業へのインセンティブ

2019年3月31日までに設立されたスタートアップ企業に対して、設立から5年間のうち連続する3年間について法人税が免除されます。なお、スタートアップ企業の定義は以下のとおりです。

- ① 設立登記から5年以下
- ② 年間売上高が2億5千万ルピー未満
- ③ 技術や知的所有権をベースにした新製品、サービス等のイノベーション、開発、商用化へ取り組んでいる
- ④ インド証券取引委員会 (SEBI) 登録ファンドからの20%以上の出資
- ⑤ 既存企業の分社や再編によって誕生した企業ではない

(7) 租税条約税率適用に関する変更

現在、租税条約上の税率を適用する場合、取引相手である外国企業に納税者番号 (PAN) の取得が求められますが、今後規定される文書の提出を条件にPANが不要となります。この点、執筆時点ではどのような文書の提出が求められるのか等、明確にはなっておらず、詳細条件について今後の公表を待つ必要があります。

また、インド源泉所得がある場合インドでの法人税申告が必要 (源泉税のみが申告対象の場合は、追加納税ゼロの申告書の提出) になりますが、法人税申告書提出に当たってはPANが要求されます。このため、PANを取得せずに今回公表された新たに要請される文書を提出、申告すべき所得が当該源泉所得に限られる場合、インドでの法人税申告を不要とするのか、これについても執筆時点 (2016年3月) では明確になっていません。

(8) 一般的租税回避行為防止規定 (GAAR)

2015年度予算案でGAARは2017年4月1日に適用すると宣言していましたが、今回の予算案でも改めてGAAR適用時期に変更がない事が宣言されました。GAARとは法人税法に対する明確な違反はなくとも、税務当局が租税回避行動と認定することで課税することができる規定であり、企業側としては予見可能性、法的安定性が損なわれ、税務リスクは高くなります。ただし、このような動きは国際的な流れにも即しており、インド固有のリスクではないのも確かです。この点については「(9) 税源侵食と利益移転 (BEPS) 対応」の項で解説しますのでご参照下さい。

(9) 税源侵食と利益移転 (BEPS) 対応

BEPSとはBase Erosion and Profit Shifting の頭文字をとったもので、各国課税権の配分、すなわち二重課税の調整を目的に設定されている現行の国際課税ルールについて、当該ルール隙間をついて、二重非課税の状況を生み出す等、税務コストを過度に抑える企業のタックスプランニングのことを指します。

BEPSそれ自体が直接、法に抵触するわけではないものの、2008年のリーマンショック後の所得格差拡大、法人税収低下という状況の中で、価値創出の場と税負担の場が一致しない多国籍企業による過度な租税回避行動は世間からも非難を浴び、新たな国際課税ルールの成立を後押しする形となりました。こうしてOECDによるBEPSプロジェクトが立ち上がり、BEPS行動計画として2015年11月のG20アンタルヤサミットで最終報告されたという経緯になります。

BEPSプロジェクト最終報告、それ自体に法的拘束力はありませんので、当該報告に基づいて、各国で法制化されることになるわけですが、今回の予算案では、BEPS関連の対応として、上述のGAARの他、以下の3点が言及されています。

① 恒久的施設 (PE) を持たない非居住者によるeコマース取引

PEがない場合には課税はされない、という国際課税のルールがあり、何を持ってPEとするかは常に議論的になっています。例えば非居住者が倉庫を利用して商品を保管、販売国マーケットで取引を行う場合、当該倉庫が準備的・補助的活動であり、非居住者の実質的な活動ではないと判断される場合、当該非居住者は、販売国で課税されません。日本でも同様のビジネスモデルに対する裁判が行われ税務当局が敗訴していますが、BEPSプロジェクトでは「いかなる活動も準備的・補助的活動でない場合はPE認定の例外としない」(BEPS行動計画7)とし、このようなビジネスモデルへの販売国での課税を求めています。今回の予算案ではこのような流れを受け、当該取引に対して非居住者に課税するとしています。

なお、現状、インドにおけるB to CにおけるeコマースにはFDI規制 (Foreign Direct Investment, 外国直接投資規制) があり、基本的にはマーケットプレイス方式での参入で出資制限がありました。このため、上述の非居住者への課税は、近い将来のFDI規制の緩和を前提としていたと考えられていましたが、予算案公表後の3月29日に当該規制の緩和、100%出資が認められました。当該緩和措置を受け、当該セクターへの外資参入が活発になると考えられます。

また、BEPS行動計画1では電子商取引に対する対応が言及されていますが、当該行動計画に対しては、他の行動計画で補完可能との判断で、特別な法対応は想定されておらず、上述のとおり、PEの考え方の補正 (行動計画7) で対応しているという状

況です。ただし、次の②については、インド独自の考え方と言っているかもしれませんが、行動計画1に対する直接的な法整備とも捕らえることが出来ます。

② 非居住者に対するオンライン広告等に対する源泉課税

非居住者が運営するオンライン広告を利用した場合、支払いに際して6%を源泉、支払い側である居住者に納税義務（リバースチャージメカニズム）を課しました。なお、当該義務を怠った場合、支払った費用の全額が有税処理となります。

③ BEPS行動計画13（文書化）への対応

BEPS行動計画13は、多くの企業が対応を求められるため、15あるBEPS行動計画の中で最も重要な項目の1つといえます。当該行動計画が要求する移転価格文書は、ハイレベルな観点から作成される（i）国別報告書と（ii）マスターファイル、マスターファイルを補完する情報が記載される（iii）ローカルファイル、以上3つの文書から構成されます。現状、インド国内法上で求められる移転価格文書はBEPS行動計画におけるローカルファイルにあたりますが、行動計画13における情報開示要求は多岐にわたり、これまでとは異なる観点からの情報提供が企業に求められることから、開示対象企業グループに該当する場合には、相応の作成努力が必要になると考えられます。

なお、2016年度予算案において、当該行動計画に基づく報告が求められましたが、これはインドに究極親会社を持つ会社の対応であり、日本に究極親会社を持つ場合には、今後予定されている日本での法改正に従う必要があります。ただし、作成が求められる各報告書の内容は同じBPES行動計画に基づくものであり、いずれの法制度下でも大きな相違はないと考えられるため、以下、OECD行動計画に基づいた情報について記載します。

（i）国別報告書

事業活動を行う各国における国別の所得、納税額等の財務情報、従業員数や事業活動等について記載するもので、親会社税務当局に提出されると、原則、租税条約に基づく自動情報交換方式（以下「条約交換方式」という）により各国税務当局に共有され、概括的な移転価格リスク評価が行われます。なお、各国税務当局による情報共有の方法は、前述の条約交換方式のほか、当局間の情報交換に実効性がない場合等の状況下では、子会社が各国税務当局に提出する方法（以下「子会社方式」という）が採用されます。また、国別報告書の提出はグループ売上高が7億5千万ユーロ以上の場合に限られます。インド固有の制度としては、提出した情報が不正確な場合、50万ルピーのペナルティが課されます。

（ii）マスターファイル

従来の移転価格文書では多国籍企業の全体像が把握できないことから、グローバルな事業活動概要や所有する無形資産情報、企業内金融活動情報等についての記載を求め、税務当局による重要な移転価格リスクの特定に用いられます。マスターファイルの提出は子会社方式が採用（究極親会社が作成したマスターファイルをインド子会社がインド税務当局に提出）されます。インド固有の制度として、マスターファイルを整備しない場合、50万ルピーのペナルティが課されます。

（iii）ローカルファイル

各社毎の組織図や経営戦略、主要な関連者取引とその背景、移転価格ポリシー等、マスターファイルの情報を補完し、重要な移転価格リスクの特定に用いられます。

2. 個人所得税

（1）個人所得税率

税率に変更はなく、所得が25万超50万ルピー以下は10%、50万超100万ルピー以下は20%、100万ルピー超は30%の超過累進課税です。また、教育目的税3%および所得が100万ルピー超の場合にはサーチャージ15%が別途適用されます。

（2）低所得者層への税額控除

所得が50万ルピー以下の居住者に対する税額控除は2千ルピーから5千ルピーへ拡大しました。

（3）高所得者層へのサーチャージ

所得が100万ルピー超の場合のサーチャージが12%から15%になり、教育目的税3%とあわせた実効税率は、所得が100万ルピーを超えた場合の最高税率で35.535%となります。

（4）個人所得税納付回数

これまで3回だった納付回数が4回（6月、9月、12月、3月、いずれも15日）となります。

（5）Provident Fund

インドの年金制度であるProvident Fund（PF）について、受給者にとって好ましくない幾つかの案が公表されていましたが、国会審議の中で取り下げられました。なお、日印間においては、社会保障協定が発効されているいないため、現状インド駐在員にかかる年金は日印両国での2重払いとなっています。日印社会保障協定は2012年11月に締結、2013年12月には日本での国会承認は既に得られており、同協定発効まで、後は、インドでの国会承認を待つばかりとなっています。

IV. 間接税

1. 関税

関税については物品ごとに確認する必要がありますが、基本的にはMake in India 政策を促進するための変更となっています。つまり、インドで製造したい物の輸入については関税率を引き上げる方向、インドで製造するために必要なものの輸入については関税率を引下げる方向の変更が見られます。一部の資本財については7.5%から10.0%に引き上げられており、Make in India の観点からは逸脱しているように見えますが、これに該当する資本財自体をもインドでの製造、Make in Indiaを推進したいという意味と捉えることができます。

2. 物品税

物品税についても関税同様、物品ごとに確認する必要がありますが、物品税の標準的な税率に変更はなく12.5%になります。資本財や防衛品、IT関連のハードウェア、紙製品など、インドで製造、Make in Indiaを推進 したいものは、物品税率を引き下げる方向であり、関税と同様のコンセプトに基づく変更になります。

一方、Make in India に最も寄与するであろうセクターの1つである自動車の製造販売に対しては、Infrastructure Cessという新たな税金が付加されることになりました。これは、道路整備のための目的税という事ですが、Make in India 推進とは完全に逆方向の政策であり、業界からは不満の声が上がっています。この変更は即日適用され、2016年3月1日以降の製造物に課されます（ハイブリッドや電気自動車等を除く四輪車の製造販売について、全長と排気量等に応じて追加課税（ガソリン車・CNG車・LPG車の場合、4メートル・1200CC以下は1%でこれを越えると4%、ディーゼル車の場合、4メートル・1500CC以下は2.5%でこれを越えると4%））。

物品税は間接税ですが、製造出荷時に製造会社が仮払いしており、製品価格自体に反映されます。理論的には2016年2月以前に製造された完成車在庫がなくなり次第、製品価格に反映されることとなりますが、すでに多くの車種において値上げが実施されているか、公表されています。

また、車両価格が100万ルピーを超える場合には更に1%追加課税されます。なお当該追加税金はTCS（Tax Collected at Source）と呼ばれるもので、所得税法に基づいて販売者が購入者から徴収する税金が物品税ではありません。支払った追加税金は所得税計算に当たり税額控除可能です。

3. サービス税

本税部分は14.0%と変更はありませんが、2016年6月1日以降、Krish Kalyan Cess（農業福祉税）というあらたな税が0.5%追加、2015年11月に追加されたSwachh Bharat Cess（クリーン・インディア税）0.5%と合わせると、実行税率は15.0%になります。なお、Swachh Bharat Cessはクレジット対象にはならず企業のコストになりますが、Krish Kalyan Cess はクレジット対象となり、インプット時に支払う分は、受取Krish Kalyan Cessに対する仮払いとして認められます。なお、当該クレジットに関する法整備（CENVAT Credit Rulesの変更）は執筆時点で（2016年3月）未了です。

また、これまでサービス税対象取引から除外されていた、輸入に係る運送料（Ocean Freight）がサービス税対象取引となりました。なお、インコタームズ上、Freight価格が明確でない場合の取り扱いは明確にはなっていません。しかし、サービス税は、対象サービスの価格が明確でない場合には、全体価格からサービス税対象取引割合を特定してサービス税を算出するので、Freight自体の価格が明確でない場合でもサービス税を課すことは可能です。

4. GST

今予算会期中に、過去にモディ政権下で実施された幾つかの州議会選挙の結果が上院の議席に反映されます。ハリヤナ州やマハラシュトラ州などBJPが勝利した選挙区も含まれることから、ジャイトリー財務大臣は予算案公表以前において「上院議席構成の変動が予定されており、重要法案の成立を楽観視している」旨の発言をしていました。

このため、予算案公表の場でも何かしらの言及があると期待されましたが、今回の予算案では、GSTに関して引き続き導入するよう努力するといった趣旨の発言のみにとどまり、具体的な方向性は示されませんでした。なお、憲法修正案可決のためには上院の3分の2の賛成が必要ですが、あと10票ほど不足しているといわれており、大統領が指名できる12議席の行方とともに、今後の行方が注目されます。

GSTの導入により経済成長率は2%程度押し上げられるとの予測がある一方で、導入当初2年間程度は、税率の関係や新制度導入による混乱等のため、インフレ気味に振れるとも想定されています。次回総選挙は2019年に予定されていますが、モディ政権としては、GST導入によるインフレが収束し、経済成長に対するプラスの効果が現れた後で選挙を迎えたいと考えています。このため、GSTの導入が早期に実現できれば、その分だけ、経済成長効果を享受した形で選挙を迎えることができ、現政権にとっては好ましいということになります。逆に言え

ば、2017年度以降の導入では次回総選挙対策という意味では効果が薄れるため、年度の始めにこだわることなく、2016年度の期中いずれかの時点での導入も十分に考えられます。

GST導入は単なる税制改正ではなく、ITシステム、営業活動、販売活動、サプライチェーンや財務活動など、企業活動へ幅広く影響を与えます。このため、親会社を巻き込んだ、できるだけ早いタイミングでの対応が望まれますので、今後の動向について最新情報を入手していく必要があります。

【バックナンバー】

「2015年度インド予算案における税制改正概要」
(KPMG Insight Vol.12/May 2015)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG インド
デリー事務所
アソシエイト・ディレクター 宮下 準二
TEL: +91-959-993-5087
junjim@kpmg.com

マネジャー 山崎 恵美
TEL: +91-124-307-4172
emiy@kpmg.com

ムンバイ事務所
アソシエイト・ディレクター 空谷 泰典
TEL: +91-887-030-1655
soratani@kpmg.com

チェンナイ事務所
マネジャー 加藤 正一
TEL: +91-443-914-5168
masakazu@kpmg.com

バンガロール・アーメダバード事務所
マネジャー 金原 和美
TEL: +91-803-065-4364
kazumi@kpmg.com

あずさ監査法人
インド事業室
パートナー 笠間 智樹
TEL: 03-3266-7543 (代表番号)
india@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.